

(大正十二年十月二十日)

九月一日正午頃強震アリ初メハ驚カサリシモ振動容易ニ歇マザルノミナラズ次第ニ強度チ増シ薬局瓶架チ初メ「イルリガート」硝子戸等倒潰破損ノ音凄シク危險此上ナキニヨリ所員ハ一時「テール」下寝蓋下等ニ身ヲ潜メ萬一天井崩壊ノ場合ニ備ヘ漸ク一時チ凌ギ第一震了リテ後戶外ニ出テシガ更ニ第二震始マリ大地ハ搖レ診療所ノ巨大ナル建物サヘ支柱ナキ如ク左右ニ動搖スル程ナレバ況シテ近隣ノ町屋ハ大半倒壊シ前側自轉車工場ノ裏手ニハ失火サヘ起リタリ併シ診療所建物ハ地震其物ニ對シテハ概シテ無事ニ過ギ只僅カニ腰部ニ淺キ龜裂チ生ジタルノミナリキ此事不取敢本部ヘ報告セントモ電話ハ風ニ不通トナリ居リ端書ニ災災無事ノ由認メ「ポスト」ニ投セシモ災後ニ來リシ火災ノ爲メ恐ラク本部ヘハ通セザリシコト、信ズ。

其間ニモ地震ハ尙第三震第四震ト毎十分ニハ襲來シ人心チ不安ニ透リシガ未ダ火ノ手ナド意ニ介スルモノナカリシカ將又實際手ノツケ様モナカリシカ疑ニ自轉車工場裏手ニ起リシ失火ハ殆ンド燃ユルガ儘ニ委シ人々ハ只々家屋ノ倒潰チ案ズルノ外何物モナカリシ其内倒壊家屋ノ下敷トナリシト稱スル傷病者ハ次々ニ吾診療所ニ擔ギ込マレタリ其時所内ハ硝子ノ破片チ藥品、倒潰物ナドニテ狼籍混亂セル最中ナリシモ所員ハ進ンテ應急處置ニ盡シタリ。

兎角スル内初メニ意トセザリシ火ノ手ハ各所ニ起リ漸ク猛威チ逞カスルニ至リ診療所階上ヨリ望見シ得ラ、火ノ手ノミニテモ五六ヶ所アリ就中東大工町、木場町邊ニ上リシ火ノ手ハ當所ノ風上ニテモアリ容易ニ樂觀チ許サハルモノアリ然レドモ地理的關係ハ小名木川チ超エテ對岸遠クニアルモノトチ診療所及コノ一廓ニハ直接危險アルコトチ豫想スルモノサヘナカリキ却ツテ當初餘リニ意ニ介セザリシ自轉車工場裏ノ火ノ手ハ其後絶エ、燃エ移リ工場ノ外廓チ廻リテ突如診療所東方ノ材木河岸ニ現ハレ俄ニ火勢チ増シ忽チ數軒ノ町屋チ灰燼ニシ直チニ診療所ニ迫ルノ勢チ示シタルバ所員ハ猶豫ナク一意立退ノ準備ニ取掛レリ是レヨリ先當診療所チ安全地帯ト頼ミ避難シ來リシモノ荷物ト共ニ玄關、廊下ニ集團セシガ之等ニモ危險ノ迫レルコトチ宜シ早ク安全地帯ニ求ムベク諭シ一方毛利書記チ初メ居合ハセシ看護婦(前野、根市)

チ付シテ急遽荷造整理チ進メ之レチ廊下ニ運バシメタリ(竹内、佐藤看護婦ハ當時休暇歸省中)斯クテ刻々危險ハ診療所ニ迫リツ、アル間ニ他區ニモヨリ以上ノ災禍アリシコト緩々傳ハル報告ニヨリ今回ノ火災ノ單ニ一局地ノ火災ニアラズ意外ニ廣汎ナルベキチ初メテ知リタリ乃チ階上ヨリ望見スルニ本所淺草方面ノ空ハ滾々タル黒煙ニ閉ザラタル觀アリ、ア、本所淺草ハ既ニ危ウシ此ノ期チ失スルハ君等ノ退路モ危シト其方面ニ住居チ有スル三浦醫員及ビ野村藥劑師ニ速ニ退去スベキチ命令シ診療所ノ處置ハ比較的安地地帯ト察セラ、地ニ住居地チ有スル小生ト毛利書記之チ引受ケタリ斯クテ混亂ノ間ニ午後四時チ過ギタリ診療所東手ノ火ノ手ハ稍退勢トナリ之レチ先ツ診療所モ助カルトホツトスル間モナク西手富川町三番地先ニ上リタル火勢ハ幾キニ東大工町ニアリシ火ノ手ノ小名木川チ超エテ來リタルモノニテ其勢當ルベカラズ僅カニ十分ニシテ富川町十七番地先チ一紙メニ燒盡シ其餘勢チ以テ西町、徳右衛門町ノ一角チ蝕メ(コノ火當診療所ノ分室本多診療所長ノ宅チ始メ早野特設薬局、俾夫古川傳平宅ナドチ灰燼ニセシメタリ)折柄起リシ旋風ノ如キ旋風ニヨリ更ニ方向チ轉シ恰モ吾ガ診療所前通リヘ狂フガ如ク一直線ニ襲來セリ時當ニ午後四時半診療所ノ運命ハ今ヤ風前ノ燈、西ト東ニ火ノ手チ受ケ退路ニ迷フニ至レリ、是レヨリ先新大橋方面ヨリ來リシ火ノ手ハ既ニ吾等ノ唯一ノ退路タリシ森下町交叉點チ焦土トナシ富川町、林町ノ電車通リチ燒盡シツ、アリトノ報ニ接シ其方面ノ退路ハ到底斷念ノ外ナキニ至レリコノ時其方面ノ避難者ト思ハルモノ既ニ診療所前通リニ人波打ツテ殺到シ來リタルバ今ハ之レマテ東ノ火ノ手チ突キ抜ケテモ血路チ開クノ外ナシト決心シ折角廊下マテハ集メシ荷物モ此上何トセン様モナク遺憾ナガラ一物モ運ブ餘地ナク一同ハ相投ケテ身一ツノマ、辛ウツテ危地チ脱シタリ。

一行五人ハ人波ニモマレ、只其ノ行クマ、ニ動クト云フニ過ギズ診療所ノ全燒ハ遺憾此上モナケレド既ニ不可抗力ノ渦中ニアル以上人力ノ最善チ盡シテ能ハザル處更ニ所員ノ人命ニ及バ、取返シノツカヌコト此上ハ所員チ安全地帯ニ送ルコト吾等ノ今ノ最大義務ト信シ一先扇橋方面ニ避難セリ俾夫古川傳平ハ一旦立退キシ診療所ノ安否チ確メン爲身チ挺シテ今一度危險地ニ取ツテ返シ五時過マテ警戒セシガ診療所窓々猛火ニ侵サル、チ見テ人力車チ車庫ヨリ引出シ辛ウツテ退去セシハ此際大ナル功績ノ一ナルベシ。

吾等ガ扇橋ヲ渡リ石鳥町河岸ヲ沿フテ扇橋町ヨリ段屋橋ヲ渡ラントシテ願ミシバ診療所所在ノ空ト思シキ
 アタリハ既ニ黒煙ニ包マレ太陽ハ鮮血ノ色ヲ呈シテ物凄ク西ノ半天ニ懸レリ。
 吾等ハ今ハ兎ニ角ヲ護婦ヲ本院ヘ避難セシメント焦慮シ江東一帯ハ既ニ火ノ海ト化シタリト雖モ何所カ一
 ヲ所位ハ血路アラソレテ突破シテ大隅田川ヲ越スコトサヘ得レバ何トカシテ本院ニ達スルコトヲ得ント
 ノ信條ノモトニヒタスラ行動セリ吾等ハ火災地域ト非火災地域トノ接壤部ヲ成ルベク本土ニ近ヅク心持ニ
 テ北ヘ北ヘト走レリ然レドモ吾等ノ信條ハ到底裏切ラレザルヲ得ザリシ、吾等ガ北スルコトク火モ亦北行
 セリ、シカモ其速度ハ吾等ノ到底及ブ限リニ非ズ深川本所兩區ヲ縱斷セシモ到ル處火ニ先ンセラレ阻マレ
 本院避難ハ愚カナコト大川ニサヘ近ヅクコトサヘ得ザルナリ宜ヘナルカナ後ニ踏破シタル焦土ハ斯ノ如ク
 廣汎ニシテ斯ノ如ク慘ヲ極メシモノヲ加之對岸日本橋區、淺草區、下谷區マテ既ニ焦土タリシオヤ、如何
 ニシテ之レヲ橫斷シ得ベキヤ吾等ハ力盡キ本部避難ノ初志ヲ捨テ荒川堤上ニ一夜ヲ不安裡ニ明セリ。
 翌二日ハ再ビ深川ヘ引返シ診療所ノ所在ヲ尋ネシモ一面ノ焦土僅カニ基礎ノ上ニ手術臺、ストーブ等ノ殘
 骸ヲ止ムル外何一物モナキ慘狀ニ吾等ハ無量ノ感ニ襲ハレ只茫然タル外ナカリシ、サレドモ行手燒野路ヲ
 見レバ殘火ハ尙方々ニ立ノボル之レヲ乘リ切ルコトモ尙不安ノ折柄ナリ勇ヲ鼓シテ更ニ路ヲ尋ネテ上野山
 ヲアテニ一旦避難シ日暮リヲ經テ瀧野川、西ヶ原ナル小宅ニ兎モ角一同ヲ避難セシメタルハ二日午後一時
 頃ナリシ。

所員中毛利書記ハ看護婦共終始吾等ト行動ヲ共ニシ自己ノ住居ノ如何ナル災禍中ニアルカヲ案シツ、モヒ
 マスラ所員避難ノコトニ從事セリ、古川伸夫ハ前記ノ如ク途中分離シテ診療所ノ善後ニ最後マテ盡瘁セリ。
 三浦醫員野村藥劑師モ一家ヲ忘レテ診療所ノ爲ニ盡ス處アリシガ小生淺草、本所方面ノ危險ナルヲ聞キシ
 ヲリ殆ンド命令的ニ家族救援ノ爲彼等ヲ退去セシメシモ既ニ遅ク彼等一家ハ既ニ全燒離散ノアトナリシヨ
 シ。
 斯クテ此動亂過ギテ後モ所員中毛利書記ハ既ニ九月四日ヨリ疲勞モ意トセズ各所員ノ消息ヲ尋ネテ交通機
 關トテナキ焦土ノ間ヲ行脚シ諸種連絡ヲ取り六日ヨリハ更メテ救療部ニ入り後更ニ病院書記ニ轉シ俾夫古

川ハ家族ヲ避難セシメタル後九日ヨリ本院ニ入り院長送迎並ニ往診ニヒタスラ盡シ野村藥劑師ハ近親中ニ
 數人ノ死亡者マテ出セシニ拘ラズ十八日ヨリ之亦本院藥局ヘ三浦醫員ハ九月八日ヨリ古川橋本會救護所ニ
 二十五日頃ヨリ本院外科ヘ十月二日ヨリハ小石川診療所醫員ヘ轉々應接ニ從事シ前野看護婦ハ本院傳染
 病室詰、根市看護婦ハ炊事部、佐藤看護婦ハ府ノ救護班ニ夫々ヨク其職責ヲ全ウシツ、今日ニ及ビ今回深
 川診療所復興ニ際シテハ速カニ天幕ニ馳セ參シツ、各部署ニツキ十月十四日ヨリハ吾等ガ下ニ天幕下救療
 ニ盡瘁シ居レリ。

一、淺草診療所罹災報告

所長 下村義二郎

大正十二年九月一日午前外來患者ノ診療將ニ終リテ告グントスル刹那ニ起リタル稀有ノ大地震ハ診療所附
 近ニ數棟ノ倒壊家屋並ニ數多ノ大破家屋ヲ生セシム幸ニ診療所ハ倒壊ヲ免レ一人ノ負傷者モ生ゼザリシモ
 十餘名ノ重輕傷者ハ彼方此方ヨリ運ビ込マレタルヲ以テ連發スル地震ノ危險ヲ冒シテ一同應急手當ニ忙殺
 セラレ我身ヲ顧ルノ餘裕ナカリキ之ヨリ先吉原ニ發シタル火ハ猛烈ナル大火ト化シ其ノ火傷者並ニ負傷者
 數名ハ續イテ運ビ込マレタリ依リテ之等ニ手當ヲ加ヘツ、アル間ニ風向南ヨリ西ニ急變シタル爲初メ安全
 地帯ト思ヒタル診療所ハ急ニ危險ニ瀕スルニ至レリ。

既ニシテ猛火ハ千束町並ニ吉原方面ヨリ來襲シテ危險ハ刻ニ迫レリ其ノ方面ヨリノ避難民ハ診療所ノ
 前道路ニ雪崩レ來リテ身動キモナラヌ混雜ヲ呈シ事應容易ナラザリキ、依リテ速ニ患者ヲ退去セシメタリ
 然ルニ診療所前ニ繃帶材料ノ分與ヲ乞フモノ數名アリシヲ以テ之ニ投ケ與ヘ最後ニ所員一同ニ自由行動ヲ
 以テ速ニ避難スベキヲ命ジタリ然ルニ火勢迅速ナリシタメ周章狼狽シ殆ンド身ヲ以テ遁ガレ職員ハ各自ノ
 家族ト共ニ夫々安全地ニ遁ル、ヲ得タルハ不幸中ノ幸ナリキ一同立退ニ三分ヲ經タリト思フ頃ハ診療所ハ

全ク火煙ニ包圍セラレ終リタリ又看護婦三名ハ若干ノ身廻物並ニ顯微鏡(平素火急ノ際ニモ持出スベシト注意アリシモノ)ヲ持出シ往診用ノ人力車ニ乗セテ危險混雜ヲ冒シテ引出シ途中旋風ニ逢ヒテ車ヲ顛覆セシメ上野公園ニテハ山火事ニ逢ヒテ逃ケ惑ヒ又ハ鮮人ノ來襲說ニ脅カサレテ將ニ車ヲ拾テントセシコトアリシモ最後迄安全ニ保管シ車ト共ニ濟生會本部ニ届ケタリ。事小ナリト雖モ其ノ責任觀念ト機敏ノ行動トハ共ニ賞スルニ値ナシトセズ此ノ三名ニ對シ本會ヨリ賞與ヲ與ヘラレタリ。

三、小石川診療所震災直後の活動 (抄録)

所長 明石竹次郎

第一日には地震の起ると共に一先づ來所患者を歸宅せしめ所内の安全に對して適宜の處置を施したる後各職員を自家の急に赴かしめ第二日以後十二日迄は午前は所内にて平日の勤務に服し午後は罹災避難民の救療に出づる事に決心し應急材料を人力車に積み避難者の集合せる場所を巡回し日没と共に歸所するを例とした。

此間巡回したる場所は次の八箇所を取扱つた傷病者は六百六十五名に上つた。

- 一、小石川植物園。
- 一、白山御殿山町小學校
- 一、林町小學校
- 一、明化小學校
- 一、白山御殿町福音教會
- 一、大塚小學校
- 一、養育院跡
- 一、鴛籠町岩崎空地

此巡回救療に従事した職員は次の六名である。

所長 明石竹次郎 調劑員 村越 求

雇員 島山 初枝 看護婦 小林 マツ
看護婦 風間 カン 車夫 伴 延三

四、四谷診療所震災時の處置

所長 高橋梅城

九月一日午前十一時五十八分診斷治療室ニ於テハ午前ノ診療ヲ終リ薬局ハ調劑中、事務室ハ執務中ナリシニ俄然雜音的鳴響ト共ニ地震襲來シ家屋ハ甚シク震動シ扉戸棚ノ硝子障子等ノ外レ玻璃ノ破壊スル音醫療器械類藥櫃等落下ノ音響附近ヨリノ叫喚凄情ヲ極メタリ、早速藥局小使室ノ消火ヲ命セリ此瞬間待合中ノ壯年ノ男女患者ハ逸早ク戶外ニ飛出シタルモ尙老人小供數名ハ逃ケ後レテ玄關入口ノ下駄箱事務室前等ノ板ニ執綱シ震ヒ恐レ聲ヲ出ス能ハザリキ所員ハ是等患者ヲ拉シ又ハ手ヲ引キテ踏行當所空地ニ出ヅルモ震動猶繼續シ外壁ノ剝落便所ノ轉位屋瓦ノ墜落等地震救急ニ違アラズ此間分條ノ出來事ナリ暫時ニシテ地震收ミタルヲ以テ夫等患者ヲ前面ノ東京醫學專門學校空地ニ移シ置クト同時ニ所員ニ命シ重要書類、顯微鏡、高價醫療具、救急處置材料等ヲ搬出セシム再ビ前記空地ニ到レバ新宿方面ハ黑煙天ニ冲スルモ風向ハ當方面ニハ來ラザルガ如キ狀況ニアリシヲ以テ爾餘ノ物品ハ盜難ヲ恐レ搬出ヲ思ヒ止ム、此時避難者刻々増加ス乃チ所員ニ特ニ一般患者ニモ救急ヲナス旨ヲ傳達セシメタレドモ與奮狀態ニアリシ爲乎最初ハ打撲裂創切創等疼痛又ハ出血ノ甚シキ者ノミ治療ヲ乞ヒタルモ時間ノ經過スルニ隨ヒテ増加シ救急處置患者數第一日ハ九十餘名ニ達セリ。

同三日材料缺乏ニ付病院ヨリ其補充ヲ受ケ五日迄同所ニテ治療ヲ繼續シ傍ヲ所員ニ命シ所内ヲ整理シ同日ヨリ治療ヲ診療所内ニ移ス。

五、臨時古川橋出張診療所

當診療所は本部の應急處置の一として、震災後四谷診療所の主力及燒失診療所一部の職員を以て編成し、九月八日から麻布區古川橋際に出張せしめて、罹災傷病者の救療に従事せしめたものである。然るに此方面では豫想に反し罹災者の加療を要する者比較的少くして、十日間に取扱つた患者數僅に七十四名に過ぎず、應急的施設の必要を認めざるに至り、九月十七日を以て撤廢した。

第二節 天幕時代

燒失せし四診療所の應急設備として建てた天幕は、臨時震災救護事務局から配給せられたる米國製の方錐形天幕である。場所は廣く塞ぐけれども、中央に柱があり内部は上方に向つて急に狹隘になり、動作に不便で、一ヶ所に患者控室用、診療室用、藥室用、炊事場用各一、所員寢室用二宛として

少くも六箇を要した。稀には廣濶なる屋形天幕を手に入れたる所もあつたが、之れは内部が廣く使はれて頗る便利であつた。

天幕は十月中頃から年末迄、二ヶ月半の使用には充分堪へた。巡回診療班では翌年六月頃迄も、同一の天幕で間に合せた所があつた。

一般に天幕時代には、燒跡に倭小なる「バラック」の續々として建てられつゝあつた時で、罹災者は健氣にも半成の假屋に孜々として建設復興に勤しむで居つた。然るに開業醫師の復活せる者は極めて乏しく、又稀に開業を初めた者があつても材料や設備が充分に得られぬ有様であつた。

此時期に於て、焦土の中に連立せる天幕の尖頂に翻つた、本會の露撫子の會旗は是等の罹災者に取つて如何に頼もしき保護神であつたらう、確に崇高なる光景であつたと云ふことである。

天幕は雨に對してよく堪へた。風に對しては騒々しくはあつたが、それでも比較的無難であつた。又寒氣に對しても亦意外に保護して呉れたが、只土地の卑濕に對しては、全く保護が無かつた。殊に本所深川の兩區

の如きは、地震の爲め一般に土地が低下したと云はるゝ程あつて、少し降雨があると溝渠が溢れて天幕の裾を湿す事が度々に及んだ。診療所では各天幕に板床を張つて之を凌ぎ、所員の寢臺には米國製組立寢臺を使用した。

天幕で夏季迄作業を續けた巡回診療班の経験に依ると、是等の天幕生活は豫想に反し、夏季炎熱の候に於て最も凌ぎ難き事を證明した。

第三節 假診療所建築

診療所の假建築は假とは云へ少くも二三ケ年は保たせる計畫を以て建てられたので、普通の建物と異なる處は、壁に土を塗らず只板を以て被つた點位なものである。設備も平時の本會診療所に準じて略完備した。二箇月半の天幕内作業の後、十二月末此新築診療所に入つた所員は、恰も戦陣から故郷の家に歸つた感があつたであらう。之等の建物は最初の計畫では多少の患者を收容する積りで、敷地一杯に二階造にして、二三の小

病室をも附屬させてあつたが、諸所に假病院を建設した爲め、診療所では收容患者を取扱はぬ事になつた。設計は當時にあつては寧ろ拙速でも、一日も早く竣工する事の必要上、工事部の専斷で工事を進め、使用者側の意見を聞くこと少かつた爲め、或は人力車置場を缺いたり、或は病室迄作つて置きながら便所が只一より無かつたり、或は診療室が建物中で一番暗い室になつたり、其他出來上つて見れば不便利の點があつて、臨時期間は兎も角も忍ぶとしても、間もなく模様替をせねばならぬ所も二三に止らなかつた。

新築診療所工事一覽表

診療所	坪數	建築費	電燈、給水、瓦斯設備費	補修費	合計
深川	八五〇	一四、八五五	四七三	一、四三七	一六、七六〇
本所	二五五	三、五七七	一、〇四六	一、六六六	六、二九〇
浅草	二七〇	一、九七三	七三九	一、二六六	三、九五〇
下谷	八七餘	一五、〇三三	七三三	八二三	一六、五六六
總計	四四六・五	三三、二二六	二、九七六	五、一五三	三九、三五二

第四節 職員

診療所の職員は最初平時の人員を其儘繼續したが、患者の増加に伴つて、早期に撤廢した臨時診療班の中から人を抜いて來て、逐次増員を行ひ、略平時の二倍に達した。増加人員は六月末迄に漸次整理せられた。二月から小石川を除く五診療所に齒科醫を配置して六月迄置いた。四月には各診療所の所長と書記とを診療所相互に全部交迭した。各診療所の職員表は次の如くである。

東京市内臨時診療所職員表

診療所	醫師	調劑員	事務員	看護婦	其他	計
臨時深川診療所	四	—	—	五	三	一四
同 本所診療所	四	—	—	五	三	一四
同 淺草診療所	四	—	—	五	三	一四
同 下谷診療所	四	—	—	五	三	一四
同 小石川診療所	二	—	—	三	二	九
計	二二	六	六	二七	二一	八二

同 四谷診療所	二	—	—	三	四	一
同 古川橋出張診療所	二	—	—	二	一	五
合計	二二	六	六	二七	二一	八二

備考

- 一、職員数は患者の状況に依り常に動搖あり本表には概數を示す。
- 二、本表の外一時齒科醫五名あり。

主要職員氏名表

診療所	醫師	調劑員	書記
深川	前所長 今富正徳 竹田博 笠原英行 齒科 淺野丹治 兼 勲 中島左一	後任所長 下村義次郎 近藤正通 野村升造	前任 毛利市十郎 後任 宮田友吉
本所	前所長 本多東四郎 白井正幹 兼 勲 北濱喜平 齒科 春原定榮	後任所長 今富正徳 齊藤顯吉 吉本文明	前任 吉村重三郎 後任 比田井一之助

診療所	醫	員	調劑員	書記
淺草	前所長 下村義二郎 飯田勝助 山村清 兼勤 世戸 測	後任所長 本多東四郎 福田房男 吉田東秀 齒科 酒井正一	山本泰三	前任 比田井一之助 後任 阪本耕一
下谷	前所長 三原新二 井上章重 齒科 谷澤雅一 藤井義紀	後任所長 高橋梅城 福田嘉五郎 兼勤 齋藤武	徳村隆造	前任 阪本耕一 後任 吉村重三郎
小石川	前所長 明石竹次郎 三浦 寛	後任所長 三原新二 小谷福太郎	村越 求	前任 宮田友吉 後任 毛利市十郎
四谷	前所長 高橋梅城 兼勤 原口祐秋	後任所長 明石竹次郎 齒科 柴田米三	古井正一	前任 石井千秋 後任 下山幸喜

第五節 取扱患者

診療所では患者の收容はせぬが、病院に送院の取扱が出来るとし、各分科を取扱ひ、往診もすることに爲つて居つた。勤務は午前八時から午後四時

迄であるが、急患者は臨時に受付ける方法もあつて、頗る便利であるから、日々患者の来るもの引も切らず、殊に焼跡の診療所は、開業醫師の缺乏と、罹災者の救療に慣れたる關係上、二三月の頃に至りては、一ヶ所一日五百名を數ふるが如き繁忙を呈した。四月からは治療券を以て患者の制限を計る事となり、漸次患者を減少したるも、尙ほ震災前の二—三倍を下る事はなかつた。

各臨時診療所の取扱つた患者の數は次表の如くである。即ち臨時期間に取扱つた全患者數は

新患三萬四千七百七十六名

再診を加へて二十二萬二千六百七十八名

に達した。今各所一日の平均を取つて見ると、最も多きは淺草の二百十四名で、最も少きは古川橋出張所の十九名を除いては四谷の七十三名である。各所の平均は一日百三十四名餘となり、醫員一名に對し約四十名、看護婦一名に對し約三十名に當つて居る。

東京市内臨時診療所取扱患者數

診 療 所	外 來 往 診 患 者 數		計	作業繼續日數	平均一日 取扱患者數
	新	再 診			
臨時深川診療所	六、七四	三、七六	一〇、五〇	二六〇	一四・一
同 本所診療所	六、八三	三、一六〇	一〇、〇九	二五九	一五・二
同 淺草診療所	九、一八	四、五〇	一三、六八	二六〇	二四・一
同 下谷診療所	六、三九	四、一五	一〇、五四	二六〇	二四・一
同 小石川診療所	二、五七	二、〇一	四、五八	二〇〇	二二・九
同 四谷診療所	三、二八	一、九〇	五、一八	二〇〇	二五・九
同 古川橋出張診療所	七四	二九	一〇三	一〇	一〇・三
計 及 平 均	三三、七六	一七、九三	五一、六九	一、五五	二四・五

備考 平均中には古川橋出張診療所を除く。

第十一章 臨時巡回診療班

(第一乃至第九班)

一、罹災直後の状況

巡回診療班は災前八箇班あつて、女醫、看護婦、小使各一名宛から成り、東京市内各所に散在せる細民の密集地域を、班毎に分擔して日々巡回し、診療に従事して居つた。是等の各班は、何れも九月一日大震災當時、巡回先に於て此大變災に遭遇し、火災の間を辛うじて身を全ふし、各自の家に歸つたのである。中には健氣にも避難途中自己の本務を想起して、遭遇する負傷者に應急手当を施したのもある。又職員中には住宅を焼失して、本會の病院其他身寄りに避難した者もあつた。第二日以後は人心益々不穩となり、交通機關は廢絶し、職員は離散し、巡回區域の大半は焼失したる爲め、女子の身を以て當分出で、活動する望みは無かつた。只一部殘燒地域にあつた班は、九月六日から巡回を始め居るが、其の他は本部の命

により、或は自宅に待命させ、或は東京府委託の市外診療班に勤務させ、漸く揃つて各班の行動を復活したのは十月の末頃であつた。

一、各班の新装

各巡回班は十月末に至つて略職員の數を揃へ、以前の八班に更に一箇班を加へて九ヶ班とし、巡回診療に著手した。然るに罹災焼失地域の巡回は交通の不便と、委託薬局の不備との爲め、到底災前の通り小規模の女醫班の巡回に適せざるを以て、是等は集團「バラック」の一室を借り、或は神社佛寺の焼跡等に天幕を建て、根據地とし、調剤の設備も簡單に備へ、多く根據地に於て作業し、其附近に小使を巡回せしめ、必要ある者に對し醫員の往診を行ふこととした。

臨時巡回診療班一覽表

班號	巡回方面	根據地	醫員氏名	其他
----	------	-----	------	----

第一	本所區押上町方面	同町臺雲寺境内 天幕	佐治みし	看護婦、小使各一
第二	淺草區玉姫町方面	同町玉姫神社境内 天幕	吉野操	看護婦二 小使一
第三	京橋區月島 深川區越中島	月島住吉神社境内 天幕	坂本ヤソ	看護婦、小使各一
第四	深川區猿江裏方面	同町善隣館内	榊原種次郎 藤田寅之助	書記一 看護婦、小使各一
第五	深川區元加賀町方面	同町小學校集團 バラック一室	石川スエ	看護婦、小使各一
第六	小石川區、四谷區 ノ一部	二三ノ民家一隅	早矢仕照子	同
第七	牛込區、四谷區 ノ一部	二三ノ民家一隅	岡野政江	同
第八	下谷區龍泉寺町方面	同町飛不動境内 天幕	森せい	同
第九	神田、日本橋、麻 布區ノ一部	二三ノ民家一隅	今西やえ	同

備考 第九巡回診療班は十三年三月末日迄第二十二巡回診療班と稱して居つた。

三、作業成績

巡回診療班の取扱つた患者は、自然婦人小兒が多く、設備其他の関係上輕症患者が多かつたが、數に於ては次の表に示す如く、比較的多數に上り
 新患者一萬七千六百四十八名
 再診を加へて十二萬六百十七名
 に及び、一班一日の平均數は五十二名強、醫員及看護婦一人一日の取扱は約四十七名に達した。

臨時巡回診療班取扱患者數

班 號	取 扱 患 者 數			作 業 繼 續 日 數	平 均 一 日 取 扱 患 者 數
	新 患 者	再 診	計		
第 一	二、二二六	八、三三〇	一〇、五五六	二四	四三・〇
第 二	二、五二六	三、八七三	六、四〇〇	二四	六七・六
第 三	一、三三四	二、三七三	四、一〇六	二四	五三・一
第 四	三、四四九	一、〇九七	四、五四六	二四	八四・四
第 五	二、一〇一	二、三九九	四、四〇〇	二四	五三・四
第 六	一、一三六	九、七三二	一〇、八六八	二四	五三・五
第 七	一、八五五	一四、九四三	一六、七九八	二四	五三・三

四、整 理

巡回診療班中、第四班は深川區の有名なる細民地たる猿江裏に在つて、救療の必要最も多きに鑑み、班の設備を充分にし、特に男子の醫員二名を配屬し、茲に附屬したる巡回看護班一班と共働せしめたるに、成績大に見るべきものあり、大正十三年六月臨時事業終了と同時に撤廢するの豫定であつたが、地方一般の希望と有志の協力とに依り、更に半箇年間深川診療所の臨時出張所として、事業を繼續する事となつた。其他の班は災後の形勢變化に應じて、七月以後巡回區域に多少の變更を加へ、概ね本會各診療所を根據地として依然巡回診療業務を繼續して居る。

班 號	新 患 者	再 診	計	作 業 繼 續 日 數	平 均 一 日 取 扱 患 者 數
第 一	一、五五六	七、七九五	九、三五一	二四	五三・六
第 二	一、二四四	八、五四八	九、七九二	二四	四〇・四
計 及 平 均	一七、六四六	一〇一、六六九	一二九、三一五	二四〇	五三・三

第十二章 臨時診療班 (第九班乃至第五十班)

一、一般經過

警視廳の救療施設として、震災後東京市の内外に百箇班の臨時救療班が設けられて居たが、十月以降同廳は漸次之を撤廢することになつた。然るに當時開業醫師の復興は未だ僅少であつたから、撤廢後に於ける罹災患者の不便不利は豫想するに難からぬ状況であつた。本會は政府と合議の上、右百箇の救療班中、特に必要と思はるゝ方面の四十一箇班を繼承する事に決し、十月十八日から十二月一日に至る間に於て、逐次其繼承を了し、職員及總べての設備を患者と共に繼承して、更に施設を追加し、罹災患者の外來往診取扱に任じ、漸次一般開業醫の復活に伴つて、翌十三年三月末迄に撤廢を終つた。就中六ヶ班の設備は東京府委託の本會診療所に譲渡した。

診療班の班號は、本會引繼後巡回診療班を交へて順次に之を附し、五十班となつたものである。

二、職員

職員數は各班共概して、同一にし、醫員二名、書記一名、看護婦二名から成つて居た。只特種の状況に應じて、一乃至二名の超過人員を置いた班が一、二あつた。

職員の俸給も一二の例外を除いて一律であつた。即ち

醫員	月俸	百五十圓
書記	月俸	五十圓
看護婦	日給	一圓八十錢
見習看護婦	日給	一圓五十錢

是等の職員の殆ど全部は、罹災に因る一時的失業者であつた。組織系統ある本會の如き救療機關の従業員として、一般に平素訓練ありしに非ず、

云はば一時的傭兵である。従て管理業務に關しては多少節制統一を缺くの點もあつたが、患者の取扱に於ては、當時一般人心の緊張裡に在て、各相當の努力を捧げて居る。中には學識人格共に優れ、奉仕的精神の旺盛なる、寧ろ常時の職員に比して遜色なき人もあり、求療者に満足を與へ、自然本會の聲望を昂めたる功績の著しきもあつた。

三、設備

各班は當初警視廳で應急的に場所を決定し、學校、工場、旅館、神社、寺院、教會等種々の建物を利用してあつた。

震災直後は勿論官民擧つて救済に熱中して居つた故、場所の利用は比較的容易であつたが、既に本會の繼承する頃となつては、私有家屋は勿論、學校寺院の如きも、本來の目的を犠牲にして迄場所を貸與する者なく、漸次立退を要求せられ、各所に位置變更の必要を來したのは餘儀なき困難であつた。斯る中にも所在地附近有志者の熱心なる協力に依つて、粗末な

がら假建物を建て、提供せられた班もあつた。一般に基督教關係の場所では、進んで協力を續け、圓滿に作業し得たのが多かつた。

内部の設備は辛うじて應急診療に堪へ得る程度に過ぎぬものであつた。當時材料の乏しき時には已むを得ぬ状態である。本會繼承後に及んで多少の追補をし、又班の中には多少の工事も加へた處がある。

各班の所有材料は相互に多少の差異はあつたが、今其中間程度の一箇班を選んで、後日の参考の爲め之を表示して見ると次の如くである。

臨時診療班備付物品表（一ヶ班）

警視廳より借用品

品名	數	品名	數	品名	數
刀尖四双各	一	鑷子	一	消息子	一
剪直反各	一	動脈鉗子	二	縫合針	二
剪ネラトシカテ	一	鉗子	一	縫帶	一
テラ	一	針	一	射鏡	一
瀧器	一	持針器	一		

に達した。一班一日平均八十五名強の割合になり、醫員、看護婦各一名で約四十名の患者に接した事になる。

臨時診療班作業一覽表

班 號	所在地	作業場	醫員氏名	取扱患者數		作業日數	平均一日取扱患者數
				新患	再診		
第九	市外 澁川	八幡社事務所	反町 周司	一、一六六	三、九七三	一〇〇	五二・四
第十	市外 平塚村	役場空地天幕	今山 英一	一、〇一九	五、九四八	二四	五六・三
第十一	市外 大森	藥師 堂	石原 全弘	八〇九	三、八四七	四二	一三・五
第十二	市外 澁川	應急建物	日比野 昇一	八五三	三、七六五	四二	一三・六
第十三	市外 中野	慈眼寺	笠原 英行	一、二八四	九、一五八	一〇、三四一	二一・八
第十四	小石川 關口町	避難者收容バ	小池 義司	一、六四五	一〇、六六七	二、三三三	一八・三
第十五	本郷 眞砂町	間藤定太郎方	戸賀崎 元策	一、四五二	一、九八一	二、四〇二	六・七
第十六	市外 西栗	役場 内	關山 功二	一、〇〇〇	八、四〇五	九、八〇五	七四・三
第十七	市外 栗鴨	トケメキ地蔵	伊集院 道憲	七三三	四、三四五	五、〇六七	五八・九
第十八	市外 日暮里	旅館ノヨ方	岡崎 宏次	一、〇九八	五、三三三	六、四二一	七五・三

班 號	所在地	作業場	醫員氏名	取扱患者數		作業日數	平均一日取扱患者數
				新患	再診		
第十九	市外 元金杉	吉川説教所	小林 包次	一、六六六	一〇、〇〇五	一四	八二・二
第二十	本郷 蓮葉町	長元寺 内	本間 種次郎	二、〇〇〇	一、五二三	一、七九三	五三・七
第二十一	市外 尾久	碩雲寺 内	阿部 半次郎	八八〇	四、七六六	五、三五六	一三四・七
第二十二	深川 西森下	天祖神社境内	中島 嘉左	六八八	一、八〇〇	一、九六六	六七・五
第二十三	本所 外手町	基督教救護園	多田 嘉元	一、二二〇	五、四七七	六、三三七	四七・八
第二十四	市外 寺島	地主協會跡	北野 喜平	一、五九五	三、三三九	三、八七四	二五・三
第二十五	日本橋 日本橋	天 菘	竹中 嘉十	一、九三三	二、三三七	三、二六〇	一〇七・八
第二十六	日本橋 日本橋	四光寺境内	加賀田 嘉十	三三六	三、三三三	五八九	二五・六
第二十七	小傳馬町	警察署構内	紫村 誠一	一、八六六	四、〇〇一	五八七	二五・五
第二十八	芝公園	市警パラツク	齋藤 顯吉	八二五	一、九四四	二、七三九	九一・〇
第二十九	淺草 聖天町	同	吉田 芳五	三九七	一、四三六	一、八三三	六五・四
第三十	下谷 坂本町	小野照神社拜	吉田 芳五	八〇九	三、四四五	四、二六四	二五・三
第三十一	神田 旅籠町	天 菘	天野 香恒	九四三	三、七四五	四、六六八	七四・四

(巡回班ニテ 第九巡回診療班ト改稱セシヲ以テ同班ニ計上セリ)

班 號	所在地	作業場	醫 員 氏 名	新 患 一 再 診 計	取 扱 患 者 數	作 業 日 數	平 均 一 日 取 扱 患 者 數
第三十三	神田表猿樂町	日本基督教青年同盟會館	近藤良武、藤原卓藏	二五二	一、〇三三	二七	四九・五
第三十四	深川洲崎	警察署内	高尾種次、稻原大郎	六八	一、二三八	四	三六・〇
第三十五	本所龜澤町	土岐龍太郎方	土岐龍太郎、原全一	九八	二、八二一	四	八二・五
第三十六	本所茅場町	市警バラック	吉藤一龍、原藤田	一七三	五、四三〇	七	一〇〇・六
第三十七	浅草猿屋町	同	片桐信重、赤池保明	九三	五、六二二	七	九二・三
第三十八	浅草今戸公園	同	小澤信、赤池保明	八二〇	二、六二二	四	七六・一
第三十九	市外龜戸	光明寺内	黒木正章、折笠康方	一、〇六六	三、九〇〇	六	七四・〇
第四十	本所柳島元町	折笠康方	馬場笠、折廣哲	二一八	一、四八八	六	四四・三
第四十一	市外柳島元町	正福寺内	川俣河録、並河録	五六八	四、七四七	六	七九・三
第四十二	本所向島	天幕	湯野長二、湯野清	二、一八九	一〇、六六七	八	一四〇・〇
第四十三	人形橋	日鮮館側相屋	山本村、山本権一郎	三三三	三、四一七	七	一〇五・三
第四十四	下谷御徒町	急造建物	堀内権之助、堀内仙右衛門	一、五八八	五、八四二	八	九〇・二
第四十五	市外南千住	急造建物	菅野憲一、福田右衛門	一、八九〇	一、八二〇	四	四七・八
第四十六	市外千住	小學校内	大平余三、篠原義治	五二	九二	五	四八・六
第四十七	神田美土代町	基督教青年會	齋藤敏武、山本秀敏	九〇〇	二、七三六	四	七九・〇
第四十八	小石川	傳通院内	辰口三秀、原辰三	六三	三、六七五	四	九四・七
第四十九	四谷南寺町	永心寺内	我謝秀雄、守田武雄	三三七	二、四三三	四	五四・五
第五十	市外大井	急造建物	水岡丈太郎、松岡正彦	二、八八〇	一五、七三三	一〇	一六九・〇
合計及平均				三、三三三	三三、八四三	二、五九九	八五・二

班 號	所在地	作業場	醫 員 氏 名	新 患 一 再 診 計	取 扱 患 者 數	作 業 日 數	平 均 一 日 取 扱 患 者 數
第三十三	神田表猿樂町	日本基督教青年同盟會館	近藤良武、藤原卓藏	二五二	一、〇三三	二七	四九・五
第三十四	深川洲崎	警察署内	高尾種次、稻原大郎	六八	一、二三八	四	三六・〇
第三十五	本所龜澤町	土岐龍太郎方	土岐龍太郎、原全一	九八	二、八二一	四	八二・五
第三十六	本所茅場町	市警バラック	吉藤一龍、原藤田	一七三	五、四三〇	七	一〇〇・六
第三十七	浅草猿屋町	同	片桐信重、赤池保明	九三	五、六二二	七	九二・三
第三十八	浅草今戸公園	同	小澤信、赤池保明	八二〇	二、六二二	四	七六・一
第三十九	市外龜戸	光明寺内	黒木正章、折笠康方	一、〇六六	三、九〇〇	六	七四・〇
第四十	本所柳島元町	折笠康方	馬場笠、折廣哲	二一八	一、四八八	六	四四・三
第四十一	市外柳島元町	正福寺内	川俣河録、並河録	五六八	四、七四七	六	七九・三
第四十二	本所向島	天幕	湯野長二、湯野清	二、一八九	一〇、六六七	八	一四〇・〇
第四十三	人形橋	日鮮館側相屋	山本村、山本権一郎	三三三	三、四一七	七	一〇五・三
第四十四	下谷御徒町	急造建物	堀内権之助、堀内仙右衛門	一、五八八	五、八四二	八	九〇・二
第四十五	市外南千住	急造建物	菅野憲一、福田右衛門	一、八九〇	一、八二〇	四	四七・八
合計及平均				三、三三三	三三、八四三	二、五九九	八五・二

第十三章 臨時巡回看護班

附 櫻楓會特志訪問委員の活動

大正十二年九月一日の大震災後、傷病者救助の爲めに、東京及横濱兩市には多数の救療機關が速かに新設せられ大に、活動して所期の目的を達したが、市内秩序恢復と、開業醫師の復興に伴ひ臨時の救療機關も逐次撤廢若くは縮小せられたるを以て、本會に於ては、後に残つた施療機關の患澤を無告の病者に浴ねからしめ、且下層階級に疾病豫防の道を普及せしむる目的で、我國に於ける一の新しい試みとして、臨時に巡回看護班を設け、之れを東京市内に配置して働かしめた。其結果には頗る見るべきものがあるから、將來の参考の爲め稍詳細に記述して置く。

一、従業者の選擇と訓練

歐米には既に巡回看護婦の養成方法が講せられ、相當の教養者を得るに何等の困難がない。然るに我國に在りては、巡回看護の事業は最初の試みてあるので、未だ此事業に必要な教養と訓練を経た従業者を得るに道がない。殊に此事業に當るものは、日毎に細民の陋屋に臨み、無理解な人

々に接し、不潔と病因とに直面して奮闘せなければならぬから、單に専門の技能があるばかりでは不十分である。又報酬の多寡が適任者を得る條件でないことは勿論である。然るに幸ひ多年社會事業に従事して聲望高き賀川豊彦氏が、此の企に對して共鳴し、大に後援されたので比較的容易に適任者を得ることが出来た。即ち同氏の推舉により十二月末、強い信仰と熱心とを以て、此事業に當らんと志願せる産婆看護婦五十四名を得た。依て之を賀川氏經營の基督教産業青年會「バラック」に寄宿せしめ同氏及同氏の共働者たる醫師馬島澗氏とに託し、社會奉仕の精神を鼓舞し、且應對の實際を訓練して貰ふた。此等の志願者は何れも技術的素養のあるものであるけれども、尙ほ其補足として、左記の短期講習を授けて、翌年一月に至り始めて實務に就かしめたのである。

短期講習

科 目	時間表	講 師
一、修 身	毎朝一時間	賀川 豊彦氏
二、社會問題の意義	二時間	生江 孝之氏

- 三、傳染病預防及消毒
- 四、妊産婦の保護
- 五、乳兒及兒童の保護
- 六、救急處置
- 七、實地指導

爾餘の時間
同 同 同 同

陸 壯三郎氏
小 幡 惟清氏
豊 福 環氏
井 口 乘海氏
馬 島 洞氏

臨時巡回看護班従業員敬養程度一覽表

教育程度	有資格		無資格	計
	産婆兼看護婦	産婆看護婦		
女子大學卒業	—	—	—	—
高等女學校卒業	—	—	—	—
尋常師範學校卒業	—	—	—	—
裁縫學校卒業	—	—	—	—
實業補習學校卒業	—	—	—	—
高等小學校卒業	—	—	—	—
尋常小學校卒業	—	—	—	—
不明	—	—	—	—
合計	一〇	一三	二四	五四

備考 ×印は婦長の經歷を有する者。 ○印は高等看護學校卒業者。

同看護婦年齢別表

年齢別	有資格		無資格	計
	産婆兼看護婦	産婆看護婦		
二〇—二五	—	—	—	—
二六—三〇	—	—	—	—
三一—三五	—	—	—	—
三六—四〇	—	—	—	—
四一以上	—	—	—	—
合計	一〇	一三	二四	五四

二、班の編成と配置

各巡回看護班は、二名の産婆と、三名の看護婦とよりなり、其中人物經歷により班長を選任して統卒させ、尙班毎に一名の醫師を附け、班の指導と診療とに従事せしめた。最初は九班を組織し、後一班を増して十班とし、之を東京市内の各所に、窮民の多少と救療施設の疎密とを参照して、左表に示す如く配置した。尙各班には産婆用器械と應急醫療材料とを附與し

根據地としてはなるべく本會の臨時診療所を以て之に充てた。各班員は何れも根據地とせる診療所若くは「バラック」内に起臥せしめ、其受持區域を巡回するに便ならしめた。

臨時巡回看護班の配置及巡回區域主任者氏名

班號	根據地	巡回區域	班醫	班長
第一	本所區松倉町 本所區松倉町	本所北部	加賀田嘉藏	佐藤ふみの
第二	深川區西野町 本會深川診療所	深川中部	中島左一	須藤なみ
第三	淺草區吉野町 本會淺草診療所	淺草東北部	世戸潤	池田シツエ
第四	深川區猿江裏 善隣館内本會診療所	深川東部	藤原實之助	藤掛テル
第五	本所區横川町 本會本所診療所	本所東南部	北濱喜平	塚本ふく
第六	下谷區入谷町 本會下谷診療所	下谷中部北部	齋藤武	藤卷ハツエ

第七	四谷區番衆町 本會四谷診療所	西部、四谷、外苑	原口祐秋	榎藤仁義輔
第八	月島二號地 本會巡回診療班	月島一圓	阪本ヤソ	今田 勳
第九	本所區横川町 本會本所診療所	本所西南部及深川西北部	森島直章	松山キリエ
第十	芝離宮「バラック」 八合南一部	芝離宮「バラック」 芝公園「バラック」	松岡丈太郎	角谷すみへ

備考

第一班乃至第九班は大正十三年一月に第十班は四月に開設した。

三、業務の概要

巡回看護班の任務は、市内の罹災區域にある集團「バラック」と個人「バラック」を問はず、凡そ窮狀の認めらるゝ細民の家屋を戸別に訪問して、或は直接救療に従事し、或は居住者の衛生的生活法を指導するにある。然し

對者の情況に應じては、臨機の處置を執ること勿論であつて、從て實施の方法は、一々之を細叙し難いが、其大綱を掲げると左の如き事項に涉り頗る多岐である。

(イ) 患者の處置

患者のある場合、應急の處置を施すは勿論、尙各種の診療機關(診療班、診療所、病院等)と連絡を保ち、患者をして診療を受けさせ、又狀況によりては班員が患者を診療所に案内して受診の手續をしてやる。又病況により外出の出來ぬ者に對しては、班醫をして往診させ、尙加療中の患者で、自宅に於て看護の必要あるものには、醫師の指示により家人に看護法を實地に指導し、必要の場合には班員が交代に自ら附添看護することもある。

(ロ) 妊産婦の保護

豫め受持區域内の妊産婦を調べて置き、班附の産婆は時々之を訪問して班娠中の衛生法を實地に指導するのである。而て産院や妊産婦保

護所と連絡をとり、豫定の出産日に近づけば成るべく妊婦を其處に送り、安全に分娩せしむる様にする。又自宅に於て分娩を望むも、資力に乏しくして開業産婆を招くことの困難な者には、班員たる産婆が自ら助産の任に當り、出産後も引續き母子を保護し、攝生法等を指導する。

(ハ) 嬰兒の保護

乳兒の衛生殊に其榮養に就て、母親に注意を與へ、又榮養不良兒や、母を失へる幼兒等は、之を乳兒院又は病院に送る世話をする。

(ニ) 老衰者の處置

身寄なき老衰者に對しては、時々之を訪ねて慰問し、場合によりては市の養育院等に照會して、其收容を依託する。

(ホ) 其他の衛生に關する指導

巡回看護班は、其受持區域内に於ける各家庭と親密を計り、主婦等をして能く諒解させた上、家庭衛生上の知識を與へ、殊に傳染病豫病の知識を普及せしむることに努むる。

上記の諸項は班員が訪問した各家庭の状況と共に、一々之を次の如き看護票に記入し置き、作業を遂行する上の便に供することにし、尙此票を永久に保存し、將來此種の事業を企つる上の参考資料に供する。

財團濟生會巡回看護票 第 班 第 號

被看護者名	生年月日	職業 現在 過去	世帯主 ノ關係 ト族	世帯主氏名 ノ職業
診療所	病名、健否、其ノ他	相談其他ノ場所		
衛生施設ノ有無	其乳老如病 他幼衰産氣			
月日	醫師班長ノ指示事項	看護處置及其經過		

四、成績の概要

十ヶ班中九ヶ班は一月中旬、第十班は四月初に、各其根據地に分宿して業務を開始した。初期に在りては看護班の性質公衆の理解を得ざる爲め、異様の猜疑心を以て疎外せられた傾向もあつたが、班員の熱心にして適切な努力に依り漸次歓迎を受くるに至つた。或は「バラック」に臥したるまゝ未だ醫師の顔を見ざるを恨とせし多數の重病者を病院に送り、又輕症者を早期に於て診療所に導きて加療せしめ、開始以來僅かに一ヶ月にして、殆んど病人の跡を絶ちたる區域がある。或は集團「バラック」の居住者殆んど全員に蔓延せし「トラホーム」結膜炎等に應急的の治療を施し、之を治癒若しくは輕快せしめて、居住細民の眼眸を一見清潔ならしめた例もある。或は家族の病臥に囚はれて、出るに由なき勞働者に代て看護に任じ、生計の資金を得せしめ、或は傳染病患者を放任の中より發見して之を適當に處置し、爲めに其蔓延を防ぎ得たことや、出産を安全にし、哺乳